

佐倉市、酒々井町清掃組合 一般廃棄物受入基準

策定 令和3年11月
更新 令和6年 4月

佐倉市、酒々井町清掃組合

1. 受入施設等基本情報

ア) 受入施設	1
イ) 受入時間等	1
ウ) 廃棄物処理手数料	1
エ) 持ち込める一般廃棄物	1
オ) 持ち込める事業系一般廃棄物	2
カ) 持ち込める条件等	
① 廃棄物発生地域と持ち込める廃棄物	2
② 持ち込みできる方	2~3
③ 受付できない場合	3
キ) 持ち込む際の注意事項	3~4

2. 持ち込み以外の処分方法

ア) ステーション（集積所）回収	5
イ) 粗大ごみの回収	5
ウ) 引っ越しなどにより一度に大量にごみが出る場合	5
エ) 様々なリサイクル	5~7

3. 受入れできないもの

ア) 一般廃棄物	
① 法的根拠によるもの	
1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	9~10
2) 資源有効利用促進法（PCリサイクル法）	10
3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律 （フロン排出抑制法）	10~11
② 適正処理困難物	
1) 有害性、有毒性のあるもの	11
2) 危険性のあるもの	11
3) その他	11~12
イ) 産業廃棄物	
① 業種が限定される廃棄物とその種類	12~13
② 業種が限定されない廃棄物とその内容	13
ウ) 特別管理廃棄物	
① 特別管理産業廃棄物	14
② 特別管理一般廃棄物	14

4. 受入できるものとその分別方法

ア) 通常可燃ごみ

- ①生ごみ、残飯等の厨芥類……………15
- ②紙、本、雑誌などの紙類……………16
- ③テープ類……………16
- ④使用済花火……………16
- ⑤衣類、布製品、マイクロビーズが含まれているもの……………17
- ⑥皮革、合成皮革、ゴム製品、シリコン製品……………17
- ⑦ビニール製品、プラスチック類、合成樹脂製品……………18
- ⑧その他……………19

イ) 可燃性大型ごみ……………21

ウ) カン……………23

エ) ビン、耐熱ガラス類……………25

オ) うめたてごみ

- ①陶磁器類……………27
- ②鏡、ガラス類……………27
- ③燃料の入っていないライター……………27
- ④その他……………28

カ) 金属ごみ

- ①刃物類……………29
- ②厨房器具類……………29
- ③その他金属類……………29～30

キ) 大型ごみ

- ①電化製品……………31～32
- ②厚手の書籍など……………32
- ③カーテン、毛布、布団などの布製品……………32～33
- ④プラスチック、ビニール類……………33
- ⑤収納家具、その他生活家具、調度類等……………33～34
- ⑥趣味・スポーツ・運動用品、その他
 - 1) 趣味、スポーツ、運動用品……………34
 - 2) その他……………34～35
- ⑦ペット用品……………35～36

ク) 電池……………37

- ①アルカリ電池、マンガン電池、9ボルト四角形乾電池
- ②充電式電池（リサイクルマークが付いているもの）
- ③充電式電池（リサイクルマークが付いていないもの）

④ボタン電池	
⑤コイン電池	
ケ) 蛍光灯、電球	39
5. 火災ごみ	41
6. 罰則	43
ア) 産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分した場合	
イ) 許可を受けていない者が廃棄物の収集運搬又は処分を行った場合	
ウ) 排出事業者が許可を受けていない者に廃棄物の収集運搬又は処分を依頼した場合	
エ) 廃棄物をみだりに捨てた場合	
オ) 廃棄物をみだりに捨てようとした場合又は産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分しようとした場合（不法投棄未遂）	
7. Q&A	45~



1. 受入施設等基本情報

ア) 受入施設

酒々井リサイクル文化センター

〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 番地

TEL 043-496-7511

FAX 043-496-6398

イ) 受付時間等

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

毎月第2回目の土曜日及び翌日曜日

午前8時30分～午前11時30分

午後1時00分～午後4時30分

※事業系一般廃棄物等の持ち込みは月曜日から金曜日の平日のみです。

詳しくは各市町の廃棄物担当課へお問い合わせください。

佐倉市 廃棄物対策課 043-484-6149（直通）

酒々井町 経済環境課 環境対策室

043-496-7511（代表）

ウ) 廃棄物処理手数料

10 kgあたり 350 円

※10kg に満たない場合でも、廃棄物処理基本手数料として 350 円
かかります。

※指定袋に入っている場合も廃棄物処理手数料がかかります。

エ) 持ち込める一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内から排出されたものに限りです。

※以下に記載している内容は持ち込む際の内容ですので、収集の内容とは異なります。

※詳しい分別方法等は「4. 受入できるものとその分別方法」に記載しています。

①可燃ごみ

- ・通常可燃ごみ
- ・可燃性大型ごみ（剪定枝、木、竹）

②うめたてごみ

③カン

④ビン

⑤金属類

⑥大型ごみ（1辺でも30cmを超えるもので破砕処理が必要なもの）

⑦廃乾電池

⑧廃蛍光管



オ) 持ち込める事業系一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内の事業所等から排出されたものに限りです。

※持ち込む場合、佐倉市又は酒々井町が交付した事業系一般廃棄物搬入許可書が必要です。

※事業系一般廃棄物搬入許可書がない場合は受付できません。

- ①紙くず……事務所から排出される複写用紙、感熱紙、ティッシュペーパー、シュレッダーごみ、古紙、新聞、雑誌、段ボールなどの紙製品（業種による）
- ②木くず……剪定枝、刈草、木製家具、木製事務用品など（業種による）
- ③動植物性残渣
……………スーパー、飲食店の食べ残し、売れ残り、調理残渣など（業種による）
- ④プラスチック
……………従業員個人が飲食等のために持参した弁当ごみ、菓子袋、ペットボトルなど
- ⑤金属……従業員個人が飲食等のために持参した飲料用缶など
- ⑥ガラス、陶磁器類
……………従業員個人が飲食等のために持参したビン、コップ、茶碗、皿
- ⑦布………天然繊維である作業着、制服、のぼり旗、その他布

カ) 持ち込める条件等

①廃棄物発生場所と持ち込める廃棄物

- 1) 佐倉市内にて発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物
- 2) 酒々井町内にて発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物

※佐倉市内又は酒々井町内以外で発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は持ち込むことができません。

※産業廃棄物は、佐倉市内又は酒々井町内で発生したものであっても持ち込むことができません。

※持ち込む方の住所が佐倉市又は酒々井町であっても、佐倉市内又は酒々井町内以外で発生した一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を持ち込むことはできません。

②持ち込みできる方

- 1) 廃棄物を持ち込める方は、原則として排出者本人のみです。

※レンタカーなどを使い自ら持ち込む場合はお持ち込み頂けます。

※友人知人等の車で廃棄物を運搬する際は、排出者本人が同乗していなければ受付できません。

※代理搬入の場合、3親等以内の親族に限ります。その場合は「家庭ごみ（一般廃棄物）処理等申請書」及び委任状の提出が必要です。

※有償無償に関わらず、リフォームや草刈などの作業等を他者に依頼



1. 受入施設等基本情報

し、その作業等で発生した廃棄物は、作業等を行った者に処理義務が発生します。作業等の依頼者が持ち込むことは法令違反となるためできません。

- 2) 佐倉市又は酒々井町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」といいます。））

※一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない者が一般廃棄物の収集運搬を請け負うと法令違反となります。

- 3) 佐倉市又は酒々井町から事業系一般廃棄物搬入許可を受けた者

※佐倉市内又は酒々井町内にある事業所等から排出された事業系一般廃棄物を事業所の方自ら持ち込む場合は「事業系一般廃棄物搬入許可書」を計量受付に提出していただきます。
お持ちでない場合は受付できません。

③受付できない場合

- 1) 3親等以内の親族でも委任状がない場合。
- 2) 友人や知人など他人の廃棄物を持ち込んだ場合。
- 3) 佐倉市外又は酒々井町外で発生した一般廃棄物を持ち込んだ場合。
- 4) 「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物を持ち込んだ場合。
- 5) 業者等に依頼した作業などで発生した廃棄物を依頼者本人が持ち込んだ場合。
- 6) 事業所等から排出された事業系一般廃棄物であっても、佐倉市又は酒々井町が交付した事業系一般廃棄物搬入許可書を持っていない場合。

キ) 持ち込む際の注意事項等

【共通事項】

- ①持ち込みは予約制ではありません。受付時間内にお越しください。
- ②持ち込める一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の数、重量等に制限はありません。
- ③運搬車両の種類や大きさ等に制限はありません。ただし、8 t 以上の車両の場合は事前連絡をお願いします。
- ④持ち込む際の入れ物に指定はありません。
- ⑤指定袋に入れて持ち込んだ場合も 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。
- ⑥粗大ごみ処理券等は使用できません。
- ⑦現金のみの取扱いとなっております。交通系電子マネーや流通系電子マネー、クレジットカード、QRコード決済等は使用できません。
- ⑧精算は車 1 台ごとの精算となります。車 2 台分などを合算した精算はできません。
- ⑨発行する領収書についても車 1 台に対し 1 枚の領収書となります。車 2 台分などを合算した領収書の発行はできません。



- ⑩領収書発行後に領収書の宛名等を変更することはできません。
- ⑪持ち込む際は「4. 受入できるものとその分別方法」に記載してある分別方法をご覧ください、分別をしてお持ち込みください。分別されていない状態で持ち込まれた場合は、分別をしてから指定場所へ下ろしていただきます。
- ⑫家具等の大型ごみについては、1辺の長さが2m以内であれば持ち込む際の形状に指定はありません。持ち込みしやすい状態で持ち込んでください。
- ⑬「3. 受入れできないもの」に記載している廃棄物を持ち込んだ場合、該当する廃棄物は全て持ち帰っていただきます。
- ⑭ごみを下ろす作業は搬入者ご自身で行っていただきます。
- ⑮ごみを下ろす際、廃棄する予定ではなかったものを置き忘れる方やごみを下ろしている際に落とし物をする方がいます。ごみを下ろす場所に置かれているものや落ちていたものは全て処分されてしまいますので、忘れ物や落とし物には注意してください。
- ⑯廃棄物を運ぶ際は安全な状態で運んでください。リヤハッチやトランクのドアが閉まらない状態でのお持ち込みや積載量オーバーなど、走行上安全とは言えない状態での搬入は行わないでください。
- ⑰酒々井リサイクル文化センターへ持ち込まれたものは、持ち込まれた物の状態や中身などを確認することなく処分します。お持ち込み頂く場合、廃棄する物が間違っていないか、ポケットや引き出しの中に大切なものが入っていないかなど、よく確認をしてお持ち込みください。
(例：財布、鍵、運転免許証、スマートフォン、宝飾品類、現金、写真など)

【一般家庭ごみ】

- ①1回目計量時の受付にて住所等の確認を行っています。佐倉市又は酒々井町に住んでいることが確認できるもの（運転免許証など）又はごみが排出された場所が確認できるもの（公共料金の領収書など）の提示をお願いします。
- ②一般家庭ごみとして発行した領収書の宛名等を事業所名等に変更することはできません。

【事業系一般廃棄物】

- ①1回目計量時の受付にて佐倉市又は酒々井町が交付した「事業系一般廃棄物搬入許可書」を提出してください。「事業系一般廃棄物搬入許可書」がない場合は受付できません。
- ②領収書の宛名は、「事業系一般廃棄物搬入許可書」に記載されている事業所名となります。追加明記等はいたしません。
- ③分別をしない状態で廃棄物を持ち込んだ場合、量に関係なく搬入した方に分別をしていただきます。
- ④「事業系一般廃棄物搬入許可書」をお持ちいただいた場合でも、「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物が混じっていた場合、「3. 受入れできないもの」に記載されている廃棄物は持ち帰っていただきます。



2. 持ち込み以外の処分方法

ア) ステーション（集積所）回収

佐倉市及び酒々井町にて、可燃ごみ、うめたてごみ又はもやせないごみ、ビン、カン等の回収を行っています。

できる限りステーション回収をご利用ください。

詳しくは、佐倉市「家庭ごみの分別一覧表」又は酒々井町「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

イ) 粗大ごみの回収

佐倉市及び酒々井町では、粗大ごみの予約制による有料個別回収を行っています。

有料個別回収についてのお問い合わせは、下記の廃棄物担当課へお願いします。

ウ) 引っ越しなどにより一度に大量にごみが出る場合

引っ越しや片づけなどにより、一度に大量にごみが出る場合、廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を依頼することができます。

詳しくは下記の廃棄物担当課へお問い合わせください。

○廃棄物担当課連絡先

佐倉市 廃棄物対策課 043-484-6149（直通）

酒々井町 経済環境課 環境対策室
043-496-7511（代表）

エ) 様々なリサイクル

令和3年10月現在、販売店やメーカー、各協会などでリユース、リサイクルしているものがあります。

下記に記載したリサイクルの他、家電リサイクルなど様々なリサイクルがあります。

①ビン



（リターナブルびんマーク）

- ・リターナブルびんマークが付いているビンは販売店などに返却できます。
- ・一部リターナブルびんマークが付いていないリターナブルびんがありますが、マークが付いていないものでも、リターナブルびんであれば販売店などに返却できます。



②羽毛商品



Green Down
Project

(グリーンダウンプロジェクト)

- ・ダウン率が50%以上の羽毛製品（布団、ダウンジャケットなど）を回収し、再生している団体です。
- ・プロジェクトに参加している寝具メーカーや小売店などでダウン製品の回収を行っています。

③消火器



はじまっています、消火器のリサイクル。

消火器リサイクル推進センター

- ・国内で製造された消火器を対象にしたリサイクルシステムです。
- ・エアゾール式や外国製消火器は対象となりません。
- ・詳しくは消火器リサイクル推進センター又はお近くの消火器リサイクル窓口にお問合わせください。

消火器リサイクル窓口
の検索はこちら



※消火器は酒々井リサイクル文化センターへは持ち込めません。

④携帯電話、PHSの本体、電池、充電器



(モバイル・リサイクル・ネットワーク)

- ・このマークのあるショップで回収しています。
- ・携帯電話、PHSの本体、電池、充電器をブランドに関係なく、無償で回収しています。
- ・機種変更や契約時でなくともいつでもお持ち込みできます。

⑤小型充電式電池



スリーアローマーク

(一般社団法人JBRC)

- ・リサイクルマークの付いているニカド電池（Ni-Cd）、ニッケル水素電池（Ni-MH）、リチウムイオン電池（Li-ion）を回収・リサイクルしています。
- ・佐倉市及び酒々井町で集められた小型充電式電池もここでリサイクルされます。
- ・アルカリ電池、マンガン電池、コイン電池、ボタン電池は含まれません。



⑥ボタン電池

一般電池工業会 社団法人 BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN (BAJ)

- 一般社団法人電池工業会(BAJ)が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の4の3第1項に基づき、広域認定を取得して行っています。
- 協力店や販売店に置いてある回収ボックスに使用済みボタン電池を絶縁処理して入れてください。

⑦インクジェット用インクカートリッジ



(インクカートリッジ里帰りプロジェクト)

- ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの4社が協力して、家庭用インクジェットプリンターの使用済みカートリッジを共同で回収しています。
- 回収箱は、郵便局や一部自治体、回収協力店などに設置されています。
- 上記4社の純正インクカートリッジが回収対象です。
- 上記4社以外のものや純正ではないもの、著しい破損品、トナーカートリッジは回収していません。







3. 受入れできないもの

受入れできないものとは、法的又は酒々井リサイクル文化センターで処理を行うことが困難であるため持ち込めないものです。

ア) 一般廃棄物

①法的根拠によるもの

1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

品目	対象内容
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> ・壁掛け形のセパレート形、ガスヒーターエアコン、ハイブリットエアコン（石油・ガス・電気併用エアコン等） ・マルチエアコン（室内機が壁掛け形、床置き形のもの） ・床置き形のセパレートタイプ、ハイブリットエアコン（石油・ガス・電気併用エアコン等） ・ウィンド形エアコン及びクーラー ・対象となる室内機に取り付けられている室外機及びリモコン、室内機用の取り付け金具、商品同梱の工事部材 ・一体型の純正据付部材
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管、液晶、プラズマテレビ ・VTR内蔵テレビ、ラジカセ一体型テレビ（電池式含む） ・HDD、DVD等内蔵テレビ、 ・チューナー分離型テレビ ・対象となるテレビのリモコン、着脱式付属専用スピーカー、その他付属物（電源コード、スタンド等）
冷蔵庫 冷凍庫 ワイン庫 保冷庫	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫 ・ワインセラー（ワイン庫） ・保冷庫、温冷庫（冷却や制御に電気やガス等を使用するものを含む） ・対象品に同梱されていた付属品 ・吸収式冷蔵庫（冷媒にアンモニアを使用） ・ベルチェ素子方式冷蔵庫（電子冷蔵庫、半導体冷却式） ・ポータブル冷蔵庫（車載含む）
洗濯機 衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・二層式及び全自動式洗濯機（乾燥機能付きを含む） ・洗濯乾燥機（ドラム式を含む） ・衣類乾燥機（電気式、ガス式） ・小型洗濯機（排水機能があるもの） ・対象品に同梱されていた付属品

家電リサイクル法対象品の処分については、近隣の電気店若しくは家電量販店へご相談ください。

また、指定引取場所へ直接持ち込むことも可能です。

指定引取場所へ直接持ち込む際の手順は以下のとおりです。



3. 受入れできないもの

①郵便局にて、家電リサイクル券への記入とリサイクル料金の支払いをしてください。

リサイクル料金は、メーカーや製品、製品の大きさなどにより異なります。家電リサイクル券センターのホームページをご覧くださいか、郵便局へお問合わせください。

②家電リサイクル券を廃棄したい家電リサイクル対象品を持って以下の指定引取場所へお持ちください。

指定引取場所の受付時間等は直接以下の引取場所へお問い合わせください。

令和3年10月1日現在

指定引取場所名称	住所、連絡先
日本通運（株）千葉東支店	佐倉市大作 1-8-7 TEL 043-498-0856 FAX 043-498-2367
（株）エコマイン	富里市十倉 604-5 TEL 0476-94-0050 FAX 0476-94-0025

2) 資源有効利用促進法（PCリサイクル法）

品目	内容
パソコン及びモニター	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン ・ノートブックパソコン ・モニター体型パソコン ・液晶モニター ・ブラウン管モニター

パソコン本体及びモニターの処分については、メーカーへ直接お問い合わせください。

自作パソコンやメーカーの倒産及び日本から撤退しているものなど、回収先が存在しない場合は、パソコン3R推進協会が回収しています。

パソコン3R推進協会 パソコンリサイクル受付センター 044-540-0576
--

3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）

品目	内容
第一種特定製品	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、業務用製氷機、冷水器 ・業務用エアコン（パッケージエアコンなど） ・ショーケース（飲料用含む） 上記の他、業務用として製造されているものでフロン類が充填されているもの



3. 受入れできないもの

一般家庭で使用していた第一種特定製品については、充填されているフロン類を抜き取った証明書がある場合、酒々井リサイクル文化センターへ持ち込むことができます。その際、フロン類を抜き取った証明書の提出が必要です。

店舗や事業所等で使用していた第一種特定製品は、産業廃棄物となるため酒々井リサイクル文化センターへ持ち込むことはできません。

②適正処理困難物

下記に記載されているものの処理、処分等については、メーカーや販売店、各市町の廃棄物担当課へご相談ください。

1) 有害性、有毒性のあるもの

- (1) 農薬
- (2) 実験用薬品等の薬品類
- (3) 毒物、劇物など、毒物及び劇物取締法に定められているもの
- (4) バッテリー（車、オートバイ、原付、電動シニアカーなど）
- (5) 医療器具（注射器など）
- (6) 汚物
- (7) 汚泥
- (8) 石膏ボード

2) 危険性のあるもの

- (1) LPガスボンベ、ヘリウムガスボンベ、酸素ボンベ等のボンベ類
- (2) 消火器
- (3) 揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）
- (4) 灯油、重油、軽油等
- (5) ボタン電池
- (6) 中身の入ったライター、中身の入ったカセットボンベ（可燃性ガス）
※中身が空の状態のものは持ち込むことができます。中身を抜くことができない場合は佐倉市、酒々井町清掃組合へご相談ください。
- (7) 火薬及び未使用の火薬使用製品（花火・発煙筒・エアバック等）
※花火については、水によく浸し、水気をよく切った状態のものは持ち込むことができます。
- (8) 中身の入ったスプレーカン

3) その他

- (1) 太陽光発電設備（センサーライトなど簡易的なものを除く）
- (2) 電気給湯設備等（エコキュート、エネファーム等の設備）
- (3) 太陽熱温水器
- (4) 家庭用ポータブル蓄電池
- (5) 自動車用及び二輪車用タイヤ（50cc以下の原動機付自転車を除く）
- (6) 農機具（手押しタイプのものでゴム製タイヤが付いていないものを除く）



- (7) 電動シニアカー
- (8) ピアノ、オルガン、エレクトーン（キーボード（鍵盤）のみのもの及び脚が容易に取り外せるタイプを除く）
- (9) スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファークベツ
- (10) 液体、液状のもの（オイル、ペンキ、油、液体洗剤など）
- (11) 直径20cm以内で長さが2mを超える木、枝、木材
- (12) 直径20cmを超える木、枝、木材
- (13) 竹や篠竹で2mを超えるもの、枝葉を取り払っていないもの、竹と枝葉が混在して束ねられているもの
※長さが50cm以内の竹や篠竹はこの限りではありません
- (14) 2mを超えるFRP、グラスファイバー、カーボンファイバー製品
- (15) 家庭菜園で使用していた長さ5mを超える畝シートやビニールハウス用ビニール
- (16) 建築設備で1辺でも2mを超えるもの
- (17) 断熱材（グラスウールなど）、外壁材、屋根材などの建築廃材
- (18) コンクリートガラ
- (19) 土、砂
- (20) 石、砂利（自然石、庭に埋まっていた石や砂利など）

イ) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物で、以下に記載した廃棄物をいいます。

酒々井リサイクル文化センターは一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物は持ち込めません。産業廃棄物の処理については、県より産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼してください。

①業種が限定される廃棄物とその業種

廃棄物の種類	指定業種等
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、製本及び印刷物加工業、建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの、出版業のうち印刷出版をおこなうもの ポリ塩化ビフェニルが塗布されたもの又は染み込んだもの
木くず	木材又は木製品の製造業（家具製造を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット。
繊維くず	繊維工業に係るもの、建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの。 ポリ塩化ビフェニルが塗布されたもの又は染み込んだもの



3. 受入れできないもの

	もの
動植物性固形不要物	屠畜場及び食鳥処理場において処理したものの固形状の不要物
動物性又は植物性残渣	食品製造業及び医薬品製造業並びに香料製造業において原料として使用したものの固形状の不要物
動物のふん尿	畜産業に係るもの
動物の死体	畜産業に係るもの

②業種が限定されない廃棄物とその内容

以下に記載したものは、業種に関係なく事業活動等に伴って排出した場合、産業廃棄物となります。

廃棄物の種類	廃棄物の内容
燃え殻	石炭ガラ、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他残渣
汚泥	洗車場汚泥、建設汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、切削油など
廃酸	写真定着液、硫酸、塩酸など
廃アルカリ	写真現像液、ソーダ液、石鹼廃液、苛性ソーダなど
廃プラスチック	合成樹脂、合成繊維、合成ゴムなど
ゴムくず	生ゴム、天然ゴム
金属くず	鋼鉄、非金属性の破片、研磨くず、切削くずなど
ガラスくず	ガラス類（ガラス板等）
コンクリートくず	製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、レンガくず、セメントくずなど
陶磁器くず	石膏ボードくず、陶磁器くずなど
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かすなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
ばいじん	産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんなど

ウ) 特別管理廃棄物

特別管理廃棄物とは、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に関わる被害を生じるおそれがある性状を有するものをいいます。

特別管理産業廃棄物の処理は、排出事業者責任の原則に基づき、事業者がその処理責任を負います。事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。

特別管理一般廃棄物の処理等は、特別管理産業廃棄物処理業の許可業者が受け取ることができます。



①特別管理産業廃棄物

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類 など
廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以上の廃酸
廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB及びPCBを含む廃油 など
	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くす などのPCBが付着又は染み込んだ汚染物
	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するためにしよりのたものでPCBを含む者（PCB処理物）
	廃水銀等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の施設において生じた廃水銀等 ・ 水銀もしくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥（指定下水汚泥）
	重金属等を一定濃度を超過して含むもの（鉱さい）
	石綿建設除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業所からしょうじたもので悲惨するおそれのある廃石綿等
	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含む燃え殻
	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むばいじん
	有機塩素化合物等。1,4-ジオキサンを含む廃油
重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ	

②特別管理一般廃棄物

PCB使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超過して含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの



4. 受入できるものとその分別方法

- 以下に記載されている内容は、酒々井リサイクル文化センターに持ち込む際の分別方法等です。佐倉市及び酒々井町で行っているステーション回収の分別方法ではありません。
- 酒々井リサイクル文化センターへ直接持ち込む場合、10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。
- 指定袋に入れて持ち込んだ場合でも 10kg あたり 350 円の処理手数料がかかります。
- 持ち込んだものが 10kg に満たない場合でも処理基本手数料として 350 円の手数料が発生します。
- 可燃ごみ、カン、ビン、小型家電製品などを分別しないで持ち込まれた場合は、その場で分別をして頂きます。
- 中身の入ったスプレーカンや中身の入ったライター等、可燃性ガスを含んだものが混入していた場合、爆発や火災等の原因となります。中身を空にし(スプレーカンは穴を開けてから)持ち込んでください。

ア) 通常可燃ごみ

※「通常可燃ごみ」とは、破砕処理などを行わずごみピットへ直投する廃棄物です。

※マイクロビーズが含まれている製品は、大きさに関係なく可燃ごみとして持ち込んでください。大型ごみとして処理を行うと設備等の故障の原因となります。

※燃える素材のものでも、大きさや製品の形状によっては大型ごみとなります。

※厚みが5cmを超える書籍やカタログなどは大型ごみとなります。

※長座布団や肌掛け、毛布、カーテンなど、寝具や大きい布製品は大型ごみとなります。

①生ごみ、残飯等の厨芥類

- 台所からでるごみ
- 野菜くず、果物の皮、卵のカラ
- 魚のアラ、貝ガラなどの生ごみや残飯
- むか、乾燥麺などの食品残渣
- 缶詰の中身
- 固化処理等をした食用油 など

<持ち込む際の注意事項>

※台所から出るごみは水分をよく切ってお持ち込みください。

※貝殻も可燃ごみとして持ち込めます。

※缶詰は中身を出して分別をして持ち込んでください。

※液状の油やドレッシングなどの液体類は持ち込めません。



4. 受入できるものとその分別方法（ア）通常可燃ごみ

②紙、本、雑誌などの紙類

酒々井リサイクル文化センターへ持ち込まれる紙類は、紙製容器包装識別マークの有無を問わず全て焼却処分となります。できる限り古紙回収などをご利用ください。

- ・不織布マスク、ティッシュや紙コップなどの紙くず
- ・飲料用等の紙パック、食品等が梱包されていた紙、紙袋
- ・厚みが5cm以内の本や雑誌
- ・家電製品などの取扱説明書や薄手の空箱
- ・新聞紙や折り込み広告
- ・学校等で配布されるプリント類
- ・はがきなどの郵便物
- ・写真、薄手のアルバム など

＜持ち込む際の注意事項＞

※紙くずは袋などに入れて持ち込んでください。

※雑誌等は段ボールに入れるなど、車から下ろしやすい状態にして持ち込んでください。

※金具の使われているファイルは大型ごみです。通常可燃ごみとは処理が異なります。ファイルと書類を分けて持ち込んでください。

※厚みが5cmを超える書籍は大型ごみです。通常可燃ごみとは処理が異なります。分別をして持ち込んでください。

※段ボールは大型ごみです。

③テープ類

- ・ビデオテープ
- ・カセットテープ
- ・フロッピーディスク
- ・MOディスク

＜持ち込む際の注意事項＞

※量が多い場合は、衣装ケースや段ボール等に入れ、下ろしやすい状態にして持ち込んでください。

④使用済花火

- ・使用済み手持ち花火、使用済み吹き出し花火、ロケット花火 など

＜持ち込む際の注意事項＞

※使い切ってからよく水に浸し、水気をよく切ってから持ち込んでください。



⑤衣類、布製品、マイクロビーズが含まれているもの

- ・着物、浴衣
- ・シャツ、セーター、スカート、ズボンなどの一重の衣類
- ・裏地付きのシャツ、裏地付きのズボンなどの二重の衣類
- ・ダウンや中綿入りの冬用衣類
- ・バスタオル、フェイスタオルなどのタオル類
- ・ビーズクッションなどマイクロビーズが含まれているもの
- ・レッスンバック、トートバックなど布製のバック
- ・布製マスク、布製コースターなどの布製の小物類
- ・のれん、はぎれ
- ・ぬいぐるみ（高さ又は長さが30 cm以内のもの） など

<持ち込む際の注意事項>

※衣類、バック等のファスナーや金属製のボタンなどはそのまま問題ありません。

※衣類や布製品を持ち込む際は、ひもなどで縛らず、衣装ケースや段ボールなどに入れて下ろしやすい状態にして持ち込んでください。

※マイクロビーズが含まれているものは大きさを問わず通常可燃ごみとなります。

※カーテン、布団や座布団、肌掛けなどの寝具は大型ごみです。

※高さ又は長さが30 cmを超える大きさのぬいぐるみは大型ごみです。

⑥皮革、合成皮革、ゴム製品、シリコーン製品

- ・ハンドバック、トートバック、ビジネスバックなどのカバン類
- ・長靴、革靴、スニーカー、パンプスなどの履き物
- ・1メートル程度の長さのホース
- ・ゴム手袋
- ・ボール、グローブ
- ・シリコーン調理器具、シリコーン容器などのシリコーン製品
- ・電気や電池を使わないビニールやゴム製のおもちゃ など

<持ち込む際の注意事項>

※素材の多くが皮革や合成皮革又はゴムの場合は合成皮革ゴム製品となります。

※付属の金属やプラスチック等はそのままの状態を持ち込んでください。

※長さが1 m を超えるホースは大型ごみとして持ち込んでください。

※リール付きホースは大型ごみです。



⑦ビニール製品、プラスチック類、合成樹脂製品

酒々井リサイクル文化センターへ持ち込まれるプラスチック類は、容器包装マークの有無を問わず全て焼却処分となります。できる限り容器包装回収をご利用ください。

- ・洗剤やシャンプーなど、日用品の容器
- ・ドレッシングなど食料品の容器やフタ
- ・プラスチック製の菓子袋
- ・プラスチック製の食品保存容器
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製の使い捨て容器
- ・プラスチック製ハンガー
- ・プラスチック製の卓上小物入れ
- ・プラスチック製のクリアファイル
- ・CDケース、CD、レーザーディスク
- ・1辺でも30cmを超えないプラスチック製のカゴや引き出し
- ・ビニール製、合成樹脂製のバックや小物入れ
- ・ビーチサンダルなどの合成樹脂製のサンダルや靴
- ・ビニール製ののれん(ビニール製のカーテンは可燃性大型ごみ)
- ・電気や電池を使わないプラスチック製のおもちゃ
- ・レジャーシート
- ・屋外用簡易座布団、キャンプ用枕
- ・寝袋
- ・プラスチック製の定規や分度器などの文具類
- ・その他、製品の大半がプラスチックでできているもの など

<持ち込む際の注意事項>

※液体洗剤やシャンプー、ドレッシングなどの液体類は、使い切るか中身を空にして持ち込んでください。

※素材の多くがビニールやプラスチック、合成樹脂等でできているものはビニール、プラスチック、合成樹脂製品です。

※針金ハンガーは金属類です。

※1辺でも30cmを超える大きさの発泡スチロールは大型ごみです。

※レジャーシートやブルーシートで、広げた際に1辺が2mを超えるものは大型ごみです。

※キャンプなどに使用するアルミロールマット(銀マット)は大きさに関係なく大型ごみです。

※プラスチック製であっても、電池や電気で動くものは大型ごみです。



⑧その他

- ・灰（土や不燃物などが混入していない状態のもの）
- ・タバコの吸い殻
- ・おむつ（固形排泄物は取り除いてください）
- ・落葉、長さ 20 cmを超えないの枝木、割りばし
- ・アルミ箔、使い捨てアルミなべ、レトルトパックの袋
- ・保冷剤、除湿剤、使い捨てカイロ
- ・少量のネコ砂

など

<持ち込む際の注意事項>

※土や不燃物などが混じっている灰は持ち込めません。

※幹の直径が 20 cm以内で、長さ 20 cmを超える枝は可燃性大型ごみです。

※「少量」とは、LLサイズのレジ袋1袋程度又は 15ℓの袋1袋程度の量です。







イ) 可燃性大型ごみ

※可燃性大型ごみとは、剪定枝や竹、篠竹をいいます。

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。

<持ち込む際の枝木などの形状>

- 木や木材は直径が 20 cm以内ものは長さを 2m 以内にする。
- 竹や篠竹は枝葉を取り払い、長さを 2m 以内にして竹と枝葉を別々に束ねる。束ねた際の長径は 30 cm以内としてください。
- 竹や篠竹で長さが 50 cm以内のものは束ねたり枝葉を取り払う必要はありません。

※長さが 2mを超える枝木や木材、竹や篠竹は酒々井リサイクル文化センターで処分できないため、2m 以内に切断して持ち込んでください。

※長さが 50 cm以上 2m 以内の竹や篠竹の枝葉は必ず取り払ってください。

※長さが 50 cm以上 2m 以内の竹と竹の枝葉は別々に束ねて持ち込んでください。束ねた際の長径は 30 cm以内としてください。

※幹の直径が 20 cmを超えるものは、長さを 20 cm~30 cm程度の輪切りにするか、薪状に切断してから持ち込んでください。

※小枝（幹の直径が 1 cm程度で長さ 20 cm程度のもの）は「通常可燃ごみ」として持ち込むことができます。





4. 受入できるものとその分別方法ーイ) 可燃性大型ごみ





ウ) カン

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。できるだけステーション回収をご利用ください。

※分別ができていない状態で持ち込んだ場合は、ごみを下ろす際に分別をしながら下ろしていただきます。

※スプレーカンに使用されているガスは主に可燃性のガスです。中身が入った状態で持ち込まれた場合、爆発や火災の原因となります。必ず中身を使い切るか中身を空にし、穴を開けてから持ち込んでください。

穴を開けられない場合は佐倉市、酒々井町清掃組合へご相談ください。

※食品やキャットフードが入ったカンは、中身を空にして洗ってから持ち込んでください。中身が入っているものは持ち込みできません。

※カンの中にタバコなどの異物が入っている場合は、中身を抜き取り洗ってから持ち込んでください。

※ペンキの缶やペンキのスプレー缶、油が入っていた缶など、洗うことができないものや、洗っても汚れが落ちないものはうめたてごみとなります。

※お菓子のカンなどに入っているプラスチックや紙は取り除いてお持ちください。

※缶詰のラベルなどはそのままでも問題ありません。

※消火器は持ち込めません。

<持ち込めるカンの種類など>

- 飲料用の空カン
- 空の菓子カン
- 食料品の空きカン
- キャットフードの空カン
- 中身を空にして穴を開けたスプレーカン
- 中身を空にして穴を開けたスプレー式消火器のカン
- 中身を空にして穴を開けた卓上コンロ用カセットボンベ
- 食料品のフタ


など







エ) ビン、耐熱ガラス類

- ※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。できるだけステーション回収をご利用ください。
- ※中身を空にして、洗ってから持ち込んでください。中身が入っているものは持ち込みできません。
- ※分別ができていない状態で持ち込んだ場合は、ごみを下ろす際に分別をしながら下ろしていただきます。
- ※ビンの中にタバコなどの異物が入っている場合は、中身を抜き取り洗ってから持ち込んでください。
- ※マニキュアが入っていたビンなど、洗っても汚れが落ちないものはうめたてごみとなります。
- ※ラベルなどはそのままでも問題ありません。
- ※金属及びプラスチック製のフタは、それぞれ「カン」及び「通常可燃ごみ」へ分別して持ち込んでください。
- ※ (リターナブルびんマーク) が付いているビンは販売店へ返却してください。
- ※一升ビン、ビールビン、焼酎ビン、牛乳瓶などのリターナブルビンの一部は、上記「リターナブルびんマーク」が付いていないものもありますが、リターナブルビンであれば販売店へ返却できます。
- ※耐熱ガラス製の調理用ボウルや哺乳瓶などはビンとして持ち込んでください。
- ※ガラスのコップやガラスの置物、クリスタル製品などのガラス製品はうめたてごみです。
- ※陶磁器の容器はうめたてごみです。

<持ち込めるビンの種類など>

- 空の飲料用ビン
- 空の食品用ビン
- 空の化粧品のビン
- 耐熱ボウルや哺乳瓶などの耐熱ガラス
- 空の保存容器用のビン

など





オ) うめたてごみ

※「うめたてごみ」は、選別などを行わず、そのまま最終処分場へ埋め立てられるものです。

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

①陶磁器類

- ・陶器の皿や湯飲み
- ・陶器の花瓶や鉢植え、置物
- ・セラミック包丁などのセラミック製品 など

<持ち込む際の注意事項>

※箱に入れるなど、下ろしやすい状態でお持ち込みください。

※セラミック製品は陶磁器類です。セラミック包丁を金属類に混ぜないでください。

※刃物は安全な状態で持ち込んでください。

②鏡、ガラス類

- ・ガラス製食器、ガラス製コップガラス製品
- ・ガラス製花器、ガラス製の金魚鉢、ガラス製の置物など
- ・割れた電球や蛍光灯、グローランプ
- ・手鏡、卓上鏡などの鏡（割れているものも含まれます） など

<持ち込む際の注意事項>

※ビニールなどに入れて安全な状態でお持ちください。

※調理用の耐熱ボウルや哺乳ビンなどの耐熱ガラスはビンと同じ分別方法となります。

※姿見等の大きい鏡や人形ケースなどは大型ごみとして持ち込んでください。

③燃料の入っていないライター

- ・ガスライター（100円ライター、電子ガスライター、ターボ式など）
- ・オイルライター など

<持ち込む際の注意事項>

※燃料が入っているライターは持ち込めません。

※ガスライターはガスを抜くか、ガスを使い切ってから持ち込んでください。

※オイルライターのオイルは、蒸発させるなど、着火しないように持ち込んでください。

※中身を抜けない場合は佐倉市、酒々井町清掃組合へご相談ください。

※袋などに入れ、計量受付に「ライターがある」と伝えてください。



④その他

- ・テープ等で絶縁処理したコイン電池
- ・テープ等で絶縁処理したリサイクルマークの付いていない充電式電池
- ・ペンキ等、塗料が入っていた空の缶やスプレー缶
- ・マネキュアのビン（キャップやハケは通常可燃ごみ）
- ・ボーリングの玉
- ・珪藻土バスマット、珪藻土コースターなどの珪藻土製品
- ・プランターで使用していた少量の土、砂利
- ・漬物石、軽量ブロック、ガーデニングなどで使用していたコンクリート製タイルなどのコンクリート製品
- ・自宅で使用するために購入した石製品 など

＜持ち込む際の注意事項＞

※珪藻土製品の中には、石綿（アスベスト）が含まれている可能性がある商品があり、メーカー回収対象となっているものがあります。購入先に確認をしてください。

※中身が入っているペンキ缶は持ち込みできません。ペンキは固化処理等をして可燃ごみとして持ち込んでください。

※中身が入っているスプレー塗料は持ち込めません。中身を空にしてから持ち込んでください。

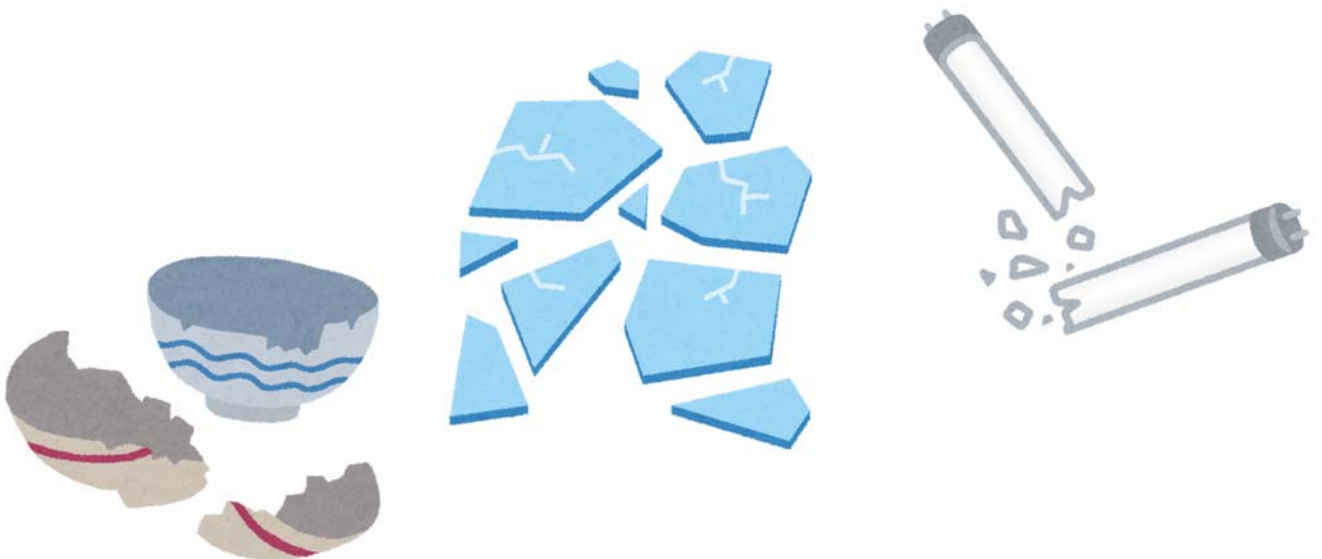
※「少量」とは、LLサイズのレジ袋1袋程度又は15ℓの袋1袋程度の量です。それ以上の量の土、砂利は持ち込めません。

※コンクリートガラは持ち込みできません。

※リフォームや建て替えなどで大量に発生したコンクリート製品やタイル、レンガ等は持ち込めません。

※庭に埋まっていた石やもとからあった自然石などは持ち込めません。

※業者等が廃棄した石製品やコンクリート製品は持ち込めません。





カ) 金属ごみ

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

①刃物類

- ・ナタ、鎌、くわ、すきなどの農具（家庭で使用していたものに限る）
- ・かみそり、はさみ、カッター
- ・ナイフ、包丁（セラミック包丁は陶磁器類です）
- ・縫い針、釣り針 など

<持ち込む際の注意事項>

※刃物は新聞紙などに包み、テープで固定するなどして持ち込んでください。

※刃物を持ち込んだ場合は、係員に「刃物があります」と声をかけてください。

※セラミック包丁などのセラミック製品は陶磁器類です。うめたてごみとして持ち込んでください。

②厨房器具類

- ・なべ、やかん、フライパン等
- ・金属製のお玉、フライ返し、トング等
- ・ナイフ、フォーク、スプーンなどのカトラリー
- ・電気を使用しない卓上コンロ（カセットボンベは抜いてください）
- ・ステンレス製のボウル、ザル等 ほか

<持ち込む際の注意事項>

※電気を使用する卓上コンロ（IH クッキングヒーターなど）は大型おごみです。

※ゴムやシリコン、プラスチックなどと一体になっている製品は金属ごみとして、そのまま持ち込んでください。

③その他金属類

- ・一斗缶（中身が入っていない物、汚れていない物）
- ・タイヤのアルミホイール、金属製のチェーン（タイヤは持ち込めません）
- ・金属製の工具箱
- ・製品の殆どが金属製のおもちゃ
- ・電池を使わない体重計
- ・針金ハンガー
- ・金属製のバット
- ・鉄アレイ、ダンベル
- ・スチールラック



4. 受入できるものとその分別方法(カ) 金属ごみ

- ・スチール製の物置
- ・刈払機やチェーンソー（バッテリー、燃料を除く）
- ・ドライバー、レンチ、スパナなどの工具
- ・アルミ製の脚立や三脚
- ・運搬用一輪車（家庭で使用していたものに限る）
- ・ストーブやヒーター、トースター、電子レンジなど、製品の殆どが金属でできている製品

など

<持ち込む際の注意事項>

※中身が汚れている一斗缶はうめたてごみとして持ち込んでください。

※製品の殆どが金属でできているものは、大きさに関係なく金属ごみとして持ち込んでください。

※電池は外して持ち込んでください。

※電気や電池で動く電動工具は大型ごみです。

※セラミック製品は陶磁器類です。うめたてごみとして持ち込んでください。

※電子レンジのターンテーブルや下皿に金属以外ものが使われている場合は、取り除いて持ち込んでください。





キ) 大型ごみ

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

※ペット用品は製品ごとに分別していただく必要があるため、大型ごみの一番最後に記載しています。

①電化製品

※電気や電池で動くものは全て電化製品です。

※電池や充電電池、バッテリーは外して持ち込んでください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象となっているため持ち込めません。

※パソコン本体及びモニターはPCリサイクルの対象となっているため持ち込めません。

※家庭で使用していた業務用冷蔵庫や業務用製氷機などを持ち込む場合、フロン類を抜き取った証明書を提出していただきます。証明書の提出がない場合は受付できません。

※製品の全部が金属でできているものは金属類として持ち込んでください。

例) 石油ストーブ、トースター、電子レンジ など

※オイルヒーターのオイルはそのまま持ち込んでください。

※電源コードや延長コードなど、コード類が別にある場合は、コード類のみをまとめて持ち込んでください。

※スマートフォンや携帯電話などは「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のマークがあるショップなどで無償回収しています。

- 電話機及び子機、家庭用ファックス機能付き電話機及び子機、携帯電話端末、スマートフォン、タブレット端末などの有線及び無線通信機器
- ラジオ、テレビチューナーなどの受信機
(テレビは家電リサイクル法対象品となるため持ち込みできません)
- デジタルカメラ、ビデオカメラなどの映像撮影機器
- DVDレコーダー、ビデオデッキなどの映像録画再生用機器
- オーディオプレーヤー、ステレオセット等の音楽再生機器
- プリンター、マウス、キーボード、USBメモリ、ルーター等のパソコン周辺機器
- 電子辞書、電子書籍端末
- 炊飯器、食洗器などのキッチン用家電製品※1※2
- 電子体温計、電子血圧計、電池式体重計、電動吸入器などの家庭用医療電気機器
- ランニングマシンなどの健康器具
- ドライヤー、電動かみそり、電気マッサージ器などの理容美容、衛生用電気器具



4. 受入できるものとその分別方法(キ) 大型ごみ

- ・扇風機、冷風扇、空気清浄機などの空調用電気製品^{※1※2}
 - ・電気こたつ、オイルヒーターなどの暖房器具
 - ・電気アイロン、掃除機、電動ミシン、照明器具（電球等を除く）、LED照明器具などの生活家電
 - ・ゲーム機、電気や電池を使って動くおもちゃ
 - ・電卓、ラミネーター、シュレッター、ラベルライター、ICレコーダーなどの自宅で個人的に使用していた事務用機器（事業等で使用していたものは持ち込めません）
 - ・電動ドリル、電動のこぎりなどの電動工具類（事業等で使用していたものは持ち込めません）
 - ・脚が容易に外すことができる電子ピアノ、エレキギター、電子ドラムなどの電子楽器及び電気楽器
- など

※1 家電リサイクル品対象品は持ち込めません。

※2 自宅で使用していた業務用エアコンなどの第一種特定製品は、フロン類を抜いた証明書があれば持ち込むことができます。

②厚手の書籍類など

- ・金具の付いたファイル
 - ・厚さが5cmを超える書籍やカタログ
 - ・厚さが5cmを超える辞典
- など

<持ち込む際の注意事項>

※箱に入れるなど、車から下ろしやすい状態で持ち込んでください。

※紐で括らないでください。

※金具の使われているファイルは、中身をファイルから抜き取り、中身は通常可燃ごみとして、ファイルは可燃性大型ごみとして持ち込んでください。

※厚さが5cmを超えないものは通常可燃ごみとして持ち込んでください。

③カーテン、毛布、布団などの布製品

- ・カーテン、レースカーテン、遮光カーテン
 - ・タオルケット、綿製毛布、羊毛製毛布などの毛布類、綿及び羊毛の敷布団や掛け布団、その他寝具類（羽毛は除く）
 - ・高さ又は長さが30cmを超えるぬいぐるみ
 - ・厚手の座布団、長座布団、まくら、クッション
 - ・カーペット、電気カーペット、じゅうたん
- など

<持ち込む際の注意事項>



4. 受入できるものとその分別方法(キ) 大型ごみ

- ※ひも等で縛らずに持ち込んでください。
- ※衣装ケースや段ボールなど、不要な入れ物に入れてお持ちいただいても問題ありません。
- ※ビーズクッションなど、マイクロビーズが含まれている製品は通常可燃ごみです。

④プラスチック、ビニール製品

- ・浴室マット、ビニール製マット、ビニール製カーペット
- ・ビニール製のカーテンや間仕切り（アコーディオンカーテンを除く）
- ・子供用プール、ウレタン製ベビーチェア
- ・ウレタン製又はファイバー素材のマットレス（スプリングが入っていないものに限る）
- ・プラスチック製米びつ
- ・プラスチック製衣装ケース
- ・プラスチック製のチェスト、ラック、タンス、プラボックス、その他プラスチック製家具類
- ・ふろのフタ、ふろ桶、浴用イス
- ・1辺でも30cmを超える発泡スチロール

など

<持ち込む際の注意事項>

- ※1辺でも30cmを超えるプラスチック製品、ビニール製品のものは大型ごみとなります。
- ※1辺でも30cmを超えないものや経年劣化などで細くなったプラスチック製品は通常可燃ごみとして持ち込んでください。
- ※マットなどを持ち込む際は、紐などでくくらないでください。

⑤収納家具、その他生活家具、調度類等

- ※金具、ガラスが付いているものは、そのままお持ち込みください。
- ※解体してあるもの、していないもの、どちらでも持ち込めます。
- ※スチールラックは金属ごみです。
- ※ベットになるタイプのソファースプリングが入っている場合、スプリング入りマットレスと同様の扱いになるため、持ち込むことができません。
- ※全てが金属製のラックなどは金属ごみです。

- ・テレビ台、電話台、
- ・ダイニングテーブル、イス、座卓、座椅子など
- ・ソファ（大きさ問わず）、サイドテーブルなど
- ・姿見、学習机、鏡台、収納棚、収納ラック、カラーボックスなど
- ・木製のタンス、ラック、チェストなど



4. 受入できるものとその分別方法(キ) 大型ごみ

- ・すのこベット、折りたたみベット、ベットの枠
(スプリング入りマットレスは持ち込めません)
- ・アイロン台、傘立て、ごみ箱など、1辺でも30cmを超える生活用品
- ・その他、木製家具類
- ・人形ケース、額などガラスが付いている調度類
- ・高さ2m以内のアコーディオンカーテン
- ・ござ、よしず、すだれ
- ・たたみ、ふすま、障子、木製雨戸などの2mを超えない木製建具類など

◎趣味・スポーツ・運動用品、その他

1) 趣味・スポーツ・運動用品

- ・剣道、空手等の武具及び防具一式
- ・ゴルフバック、ゴルフクラブ等
- ・スキー用品一式及びスノーボード用品一式、車用スキーキャリア
- ・テニスラケット、バドミントンラケット、バット
- ・長さが2m以内のサーフボード、ボディボード
- ・室内用運動器具及び健康器具
- ・自転車、三輪車、乗用一輪車
- ・キックボード、スケートボード、ローラースケート
- ・サマーベット、クーラーボックス、ビーチバラソル
- ・バーベキューコンロ、折りたたみイス、折りたたみテーブル、キャンプ用テント、折りたたみテント、ワンタッチテントなどのキャンプ用品
- ・クラシックギター、ドラムセットなどの電気を使わない楽器 など
- ・アルミシート(銀マット)、広げた際に2mを超えるレジャーシート(ブルーシートを含む)

<持ち込む際の注意事項>

※電動アシスト付き自転車や電動キックボードなどのバッテリーは外した状態で持ち込んでください。

バッテリーを外していないものは処理できません。

3) その他

- ・スーツケース、キャリーケース、トランクなどの大型カバン
- ・滑り台、ブランコなどの家庭用屋外遊具
- ・屋内用ジャングルジム、滑り台などの家庭用室内遊具
- ・ベビーシート、チャイルドシート、ベビーカー、ベビーバスなど、1辺でも30cmを超えるベビー用品
- ・1メートルを超えるホース、リール付きホース
- ・ヘルメット



4. 受入できるものとその分別方法(キ) 大型ごみ

- ・プラスチック製のプランター
- ・茶箱、金庫

など

⑦ペット用品

ペット用品は製品ごとに分別が必要です。

ペット用品の分別は以下のとおりです。

- ・ネコ砂は素材により通常可燃ごみ又はうめたてごみ
- ・CO2 高圧ボンベは空にして金属ごみ。未使用の物は持ち込めません。

<大型ごみ>

- ・ガラス製及びアクリル製の水槽は中身を空にする
- ・木製すのこ、材質の殆どが木製の小屋やケージ
- ・材質にプラスチックと金属が使われているケージは大きさを問わず大型ごみ
- ・キャットタワー
- ・ペット用カートは大きさ、素材等を問わず大型ごみ
- ・木製の動物用トイレ大きさを問わず大型ごみ
持ち込む際は中身を空にしてから持ち込む
- ・水槽用照明器具は蛍光灯を取り外す
取り外した蛍光灯は、以下の「蛍光灯」をご覧ください。
- ・水槽用LED照明
- ・熱帯魚用ヒーター、エアポンプ、ろ過機
- ・電気や電池を使う自動給餌機や自動給水機
(電池は取りはずして持ち込んでください)
- ・プラスチック製及び材質の殆どがプラスチック製のキャリーケースやゲージなど
- ・ウサギ、猫、小型犬用以上のペット用布製ベット及びペットハウス
- ・プラスチック製の動物用トイレは大きさを問わず中身を空にする

<通常可燃ごみ>

- ・プラスチック製の昆虫用ケースや虫かごは中身を空にする
- ・布製及びナイロン製のキャリーケース及びペット用スリング
- ・おがくず
- ・流木や水草
- ・電気や電池を使っていないもので、材質の殆どがプラスチックでできている給水ボトル
- ・プラスチック製のエサ入れ
- ・段ボール製の爪とぎ
- ・ナイロン製、革製、布製のハーネスやリード

<金属ごみ>

- ・材質のすべてが金属製のゲージ



4. 受入できるものとその分別方法ーキ) 大型ごみ

- ・金属製のエサ入れ、水入れ
- ・金属製のリードやチェーン、又は製品の殆どが金属の物

<うめたてごみ>

- ・水槽の中に敷いてある砂利や砂
- ・陶磁器の置物
- ・陶磁器製のエサ入れ、水入れ

<カン>

- ・スプレータイプのCO2 ボトルは中身を空にする





ク) 電池

①アルカリ電池、マンガン電池、9ボルト四角形乾電池

※持ち込む場合、10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

※充電式電池、コイン電池、ボタン電池は一緒に処分できません。

②充電式電池（リサイクルマークが付いているもの）

※酒々井リサイクル文化センターへの持ち込みはできません。

※リサイクルマークがついている製品は、佐倉市又は酒々井町の拠点回収をご利用ください。

- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池



③充電式電池（リサイクルマークが付いていないもの）

※「②充電式電池（リサイクルマークが付いているもの）」以外の充電式電池は埋め立て処分となります。

※テープなどで絶縁処理を行い「うめたてごみ」として持ち込んでください。

※持ち込む場合は 10kg あたり 350 円の処理手数料がかかります。

④ボタン電池

※酒々井リサイクル文化センターへの持ち込みはできません。

※「SR」、「PR」、「LR」と書かれているものはボタン電池です。

※テープなどで絶縁をして、販売店、取扱店などでの店頭回収へお持ちください。

※「CR」と書かれているものはコイン電池です。コイン電池は以下をご覧ください。

⑤コイン電池

※持ち込む場合、10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。

※「CR」と書かれているものはコイン電池です。

※テープなどで絶縁処理をして「うめたてごみ」として持ち込んでください。

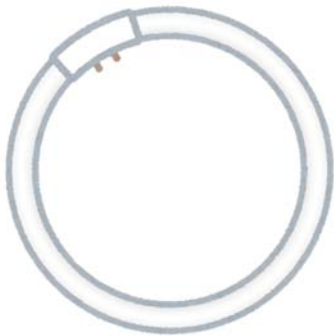
※「SR」、「PR」、「LR」と書かれているものはボタン電池です。上記をご覧ください。





ケ) 蛍光灯、電球

- ※持ち込む場合、10 kgあたり 350 円の処理料金がかかります。
- ※割れているものは「もえないごみ」として持ち込んでください。
- ※LED照明器具は大型ごみの電化製品です。
- ※電気の笠から取り外して持ち込んでください。
- ※電気の笠は大型ごみです。
- ※店舗や事務所、工場などから排出される蛍光灯や電球は、産業廃棄物となるため、持ち込むことはできません。







5. 火災ごみ

火災により発生した燃え残りの家財等の生活用品、廃木材等の残火物は、建物の用途（一般住宅、アパート、店舗、事務所等）を問わず、酒々井リサイクル文化センターで処分できます。

ただし、火災に遭った建物を解体業者が解体することにより出た解体廃棄物は、建物の用途にかかわらず産業廃棄物となるため受入れできません。

なお、一般住宅等の場合は、ごみ処理手数料が免除される場合があります。

※店舗・事務所等の場合は、ごみ処理手数料がかかります。

ア) 酒々井リサイクル文化センターで受入れできるもの、できないもの

①受入れできる品目

- ・柱などの廃木材（長さ2m以内、太さ20cm以内のものに限る。）
- ・その他「4. 受入できるものとその分別方法」に記載されているとおり。
※持ち込みの際は分別をして持ち込んでください。

②受入れることができない品目

- ・土砂、泥、土など
- ・瓦などの屋根材、コンクリートがら、外壁材、断熱材、石膏ボード、スレート材などの建築廃材
- ・解体業者等が解体することにより出た廃棄物
- ・その他「3. 受入れできないもの」に記載されているもの

イ) 搬入時に留意していただくこと

①酒々井リサイクル文化センターに搬入できる方について

火災ごみを酒々井リサイクル文化センターに搬入できる方は、被災関係者（本人・家族等）又は被災された住所地の市町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に限定されます。

②搬入する場合の注意事項

火災ごみを酒々井リサイクル文化センターに搬入する方は、受入れ態勢等の都合により以下の事がらを守ってください。

- 1) 上記①の受入れできる品目ごとに分別して搬入してください。
受入れることができない品目が含まれている場合や、品目ごとに分別されていない場合は受入れをお断りする場合があります。
- 2) 消防署発行の「り災証明書」を提示してください。
- 3) 受付日時等
月曜～金曜（祝日、振替休日、年末年始を除く）
8時30分～11時30分、13時～16時30分

③ごみ処理手数料

10kgごとに350円（10kg未満でも処理基本手数料350円の納付が必要です。）



ウ) ごみ処理手数料が免除される場合があります

①ごみ処理手数料が免除される場合の条件

- 1) 個人の住宅で火災にあった場合の家財等、廃木材。
- 2) アパート等の集合住宅に住んでいる方が火災にあった場合の家財等。
- 3) 店舗等との併用住宅に住んでいる場合は、家財等、住宅部分に係る廃木材。

②申請方法

- 1) お住まいの市・町の廃棄物担当課に備え付けの「減免申請書等」に、消防署発行の「り災証明書（写し）」を添付して、市・町の廃棄物担当課へ提出してください。
担当課から「通知書」や「許可書」が発行されます。
- 2) 酒々井リサイクル文化センターに火災で発生した廃棄物を搬入する際は、担当課から交付された「通知書」や「許可書」を計量受付に提出してください。
※「通知書」や「許可書」は、火災で発生した廃棄物を酒々井リサイクル文化センターに持ち込む度に必要となります。

問合せ先 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター 〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 TEL 043-496-7511 FAX 043-496-6398 URL https://www.ss-seisou.jp	佐倉市担当課 佐倉市廃棄物対策課 TEL 043-484-6149 酒々井町担当課 酒々井町経済環境課環境対策室 TEL 043-496-1171（代）
---	---



6. 罰則

ごみに関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）には罰則規定が設けられています。

以下の行為に該当する場合、法令違反となり罰則の対象となります。

ア) 産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分した場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号（不法投棄）に該当し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による

イ) 許可を受けていない者が廃棄物の収集運搬又は処分を行った場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第1号に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。

ウ) 排出事業者が許可を受けていない者に廃棄物の収集運搬又は処分を依頼した場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第6項に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。

エ) 廃棄物をみだりに捨てた場合

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号（不法投棄）に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による

オ) 廃棄物をみだりに捨てようとした場合又は産業廃棄物を一般廃棄物と偽り処分しようとした場合（不法投棄未遂）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項第14号に該当するため、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下^{※1}）の罰金又はこの併科が科せられます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号による





7. Q&A

Q1	ごみを持ち込む時は予約が必要ですか。	P 46
Q2	1回を持ち込める量や数に制限はありますか。	
Q3	ごみを運ぶ際に使用する車両の大きさに制限はありますか。	
Q4	ごみを持ち込む時は指定袋に入れなければいけないのでしょうか。	
Q5	燃えるごみやカン、ビンなどを指定袋に入れて持ち込んだ場合は無料になりますか。	
Q6	粗大ごみ処理券は使用できますか。	P 47
Q7	電子マネーでごみ処理手数料を支払うことはできますか。	
Q8	車2台で持ち込もうと考えています。2台分まとめて精算することはできますか。	
Q9	車2台分の領収書を1枚にまとめてもらいたい。	
Q10	領収書に書かれている名前を変更してもらいたい。	
Q11	分別はどのようにしたらいいのでしょうか。	P 48
Q12	乗用車で運ぶため、家具を分解しようと思っています。分解したもので受付けてもらえるのでしょうか。	
Q13	「3. 受入れできないもの」に書いてあるごみを持ち込んだ場合はどうなりますか。	
Q14	ごみを下ろすのはお手伝いいただけますか。	
Q15	1週間くらい前にごみを捨てに行ったとき、トランクに入っていた荷物を間違えて捨ててしまいました。まだ残っていますか。	
Q16	ごみを下ろしている時に携帯電話を落としました。落ちていませんでしたか。	P 49
Q17	捨てる予定ではなかったものを捨ててしまいました。きれいな状態のものだったので取りに行きたいです。	
Q18	先日持ち込んだドレッサーの中にアクセサリーを入れたまま置いてきてしまいました。	



Q19	引っ越してきたばかりで運転免許証の書替をしていません。住所の確認できる書類は何を持って行けばいいでしょうか。	P49
Q20	先日まで市内（町内）に住んでいました。不要な物があるので酒々井リサイクル文化センターへ持ち込んでもいいでしょうか。	
Q21	燃えるごみやビン、カンなどを同じ袋に入れて持ち込んでも大丈夫でしょうか。	
Q22	自宅に車がないため、友人にごみを持って行ってもらおうと思っています。手続きはどのようにしたらいいですか。	P50
Q23	会社のごみを持って行こうと思っています。手続きはどのようになりますか。	
Q24	昨日発行してもらった事業系一般廃棄物搬入許可書は使用できますか。	
Q25	事業系一般廃棄物搬入許可書を発行してもらえば、「3. 受入れできないもの」に書いてあるものでも持ち込めますか。	P51
Q26	年末はいつまで受け付けしていますか。	
Q27	混む時期や時間帯はいつですか。	





Q1 ごみを持ち込む時は予約が必要ですか。

A1 持ち込みは予約制ではありません。受付時間内にお越しください。

Q2 1回に持ち込める量や数に制限はありますか。

A2 持ち込む際の量や数に制限はありません。
安全な状態で車に積んでお持ち込みください。

Q3 ごみを運ぶ際に使用する車両の大きさに制限はありますか。

A3 運搬車両の種類や大きさなどに制限はありませんが、8トンを超える車両の場合は事前にご相談ください。

Q4 ごみを持ち込む時は指定袋に入れなければいけないのでしょうか。

A4 持ち込む際の入れ物に指定はありません。
持ち込みしやすい状態でお持ち込みください。

Q5 燃えるごみやカン、ビンなどを指定袋に入れて持ち込んだ場合は無料になりますか。

A5 燃えるごみやもえないごみなど、市や町で収集しているごみを指定袋に入れて持ち込んだ場合でも10kgあたり350円の処理料金がかかります。



Q6 粗大ごみ処理券は使用できますか。

A6 使用できません。現金のみの取扱いとなっています。

Q7 電子マネーでごみ処理手数料を支払うことはできますか。

A7 現金のみの取扱いとなっております。

Q8 車2台で持ち込もうと考えています。2台分まとめて精算することはできますか。

A8 精算は車1台ごととなります。
車2台分などを合算した精算はできません。

Q9 車2台分の領収書を1枚にまとめてもらいたい。

A9 領収書についても精算と同様に、車1台ごとの発行となります。
車2台分などを合算した領収書の発行はできません。

Q10 領収書に書かれている名前を変更してもらいたい。

A10 領収書発行後に宛名などを変更することはできません。

Q11 分別はどのようにしたらいいでしょうか。

A11 「4. 受入できるものとその分別方法」をご覧ください。



Q12 乗用車で運ぶため、家具を分解しようと思っています。分解したものでも受付してもらえるのでしょうか。

A12 持ち込む際の形状に指定はありません。
運びやすい状態で持ち込んでください。

Q13 「3. 受入れできないもの」に書いてあるごみを持ち込んだ場合はどうなりますか。

A13 「3. 受入れできないもの」に該当するごみは持ち帰っていただきます。

Q14 ごみを下ろすのはお手伝いいただけますか。

A14 ごみを下ろす作業は、持ち込まれた方ご自身で行っていただきます。

Q15 1週間くらい前にごみを捨てに行ったとき、トランクに入っていた荷物を間違えて捨ててしまいました。まだ残っていますか。

A15 ごみを下ろす場所に置かれているものは、その日中に処理を行うため、1週間前のものは残っていません。

Q16 ごみを下ろしている時に携帯電話を落としましたようです。落ちていませんでしたか。

A16 場内で落とし物を見つけることは非常に困難です。





Q17 捨てる予定ではなかったものを捨ててしまいました。
きれいな状態のものだったので取りに行きたいです。

A17 ごみとして持ち込まれたものは、持ち込まれた物の状態を確認することなくその日中に処分します。
また、持ち込まれた後、すぐであっても、重機を使い廃棄物を寄せるなどの作業を頻繁に行っているため、捨てた状態で残っていることはありません。

Q18 先日持ち込んだドレッサーの中にアクセサリーを入れたまま置いてきてしまいました。

A18 持ち込まれたものは、中身を確認することなく処分します。
ごみの中からアクセサリーなどが発見されることはありません。

Q19 引っ越してきたばかりで運転免許証の書替をしていません。
住所の確認できる書類は何を持って行けばいいでしょうか。

A19 公共料金の領収書など、佐倉市又は酒々井町の住所が確認できるものをお持ちください。

Q20 先日まで市内（町内）に住んでいました。不要な物があるので酒々井リサイクル文化センターへ持ち込んでもいいでしょうか。

A20 佐倉市と酒々井町以外で出たごみは持ち込めません。
お住まいの自治体へご相談ください。

Q21 燃えるごみやビン、カンなどを同じ袋に入れて持ち込んでも大丈夫でしょうか。

A21 分別しないで持ち込んだ場合、持ち込まれた量に関係なく、ごみを持ち込んだ方に分別をしながら下ろしていただきます。



Q22 自宅に車がないため、友人にごみを持って行ってもらおうと思っています。手続きはどのようにしたらいいですか。

A22 ごみを持ち込める方はごみを排出した本人又は家族や親族のみです。
ご友人の車に排出者本人が同乗してごみを捨てに来る場合は受付できません。
廃棄物収集運搬業の許可を受けていない方にごみの持ち込みをお願いした場合、持ち込んだ方が法令違反となります。

Q23 会社のごみを持って行こうと思っています。手続きはどのようになりますか。

A23 会社(事業所など)から排出されるごみのうち、事業系一般廃棄物のみ酒々井リサイクル文化センターへ持ち込むことができます。
持ち込む際には佐倉市又は酒々井町での手続きが必要となるため、佐倉市又は酒々井町の廃棄物担当課へご相談ください。
佐倉市 廃棄物対策課 043-484-6149 (直通)
酒々井町 経済環境課 環境対策室
043-496-1171 (代表)

Q24 昨日発行してもらった事業系一般廃棄物搬入許可書は使用できますか。

A24 事業系一般廃棄物搬入許可書等を発行してもらった日に持ち込んでください。
発行日された日にごみを持ち込めなかった場合は、再度、廃棄物担当課へご相談ください。

Q25 事業系一般廃棄物搬入許可書を発行してもらえば、「3. 受入れできないもの」に書いてあるものでも持ち込めますか。

A25 事業系一般廃棄物搬入許可書をお持ちいただいた場合でも「3. 受入れできないもの」に記載されているものは持ち込めません。
「3. 受入れできないもの」に記載されているものを持ち込まれた場合はお持ち帰りいただいています。



Q26 年末はいつまで受け付けしていますか。

A26 年末の最終受付日については、12月の広報紙をご覧くださいか、12月に佐倉市、酒々井町清掃組合ホームページにて情報を掲載します。

Q27 混む時期や時間帯はいつですか。

A26 祝日の間にある平日や大型連休などの連休後、年末、3月は持ち込む方が多い傾向があります。

混む時間帯については、10時30分から11時30分にかけてと13時から14時30分頃に混雑する傾向があります。

この時期及び時間が必ず入んでいるということではありません。

この時期及び時間以外でも混雑することがありますので、持ち込む際はお時間に余裕をもってお越しください。



酒々井博士



桜の木の妖精 さくらん